

# 暴風警報等発令時の対応について

暴風警報等が発令された場合、下記及び生徒手帳(P.47)の規約に基づいて対応していきますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1. 暴風警報等規約

登 校 前		登 校 後	
区 分	措 置	区 分	措 置
ア. 警報が解除されるまで	家庭待機	ア. 安全に帰宅させると認めた場合 ・通学路の安全確認をする。 ・引率して下校させる等安全を配慮する。	速やかに下校させる。 遠距離者はこの措置もよい
イ. 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合	平常通り登校する		
ウ. 始業時刻2時間前より午前11時までに警報が解除された場合	解除後2時間を経ってから授業を開始する	イ. 帰宅が困難であると認めた場合	校内で最も安全な場所で待機させる。 保護者に連絡する
エ. 午前11時を過ぎてから警報が解除の場合	原則として休校とする		
オ. 前記イ・ウの場合、通学路の状況によっては登校させなくてもよい		台風の中心位置・規模・進行方向・速度などを的確に把握し判断する。	

### 2. その他

- ・学校登校後に暴風警報等が発令された場合や緊急に連絡が必要な場合には、メール配信または電話にて、連絡させていただくこともあります。
- ・暴風警報だけでなく、大雨、雷雨等などで生徒が安全に通学できないと保護者の方が判断される場合には、登校を見合わせてください。